

(船員職業安定法施行令の一部改正)
第六条 船員職業安定法施行令(平成十六年政令第三百六十九号)の一部を次のように改正する。
第一条第二号中「第八十八条の二の二第三項及び」を「第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに」に、「第五十三条」を「第五十三条第一項及び第二項」に、「第五十六条及び」を「第五十六条並びに」に、「第二号」を「第三号」に改める。
第二条第一項の表第八十八条の二の二第三項の項を次のように改める。

第八十八条の二の二第二項の規定	船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される第二項の規定
第八十八条の二の二第二項の表第八十八条の三第四項の項の前に次のように加える。	
第八十八条の二の二第二項の表第八十八条の三第四項の項の規定により読み替えて適用される第三項の規定	船員職業安定法第八十九条第四項の規定により読み替えて適用される第三項の規定
第二条第一項の表第一百二十二条第二項の項の次に次のように加える。	
第一百十八條の四第四項 第一項	船員職業安定法第八十九条第五項の規定により適用される第一項
第四条の表第一百二十二条の二の項を次のように改める。	
第一百二十一條の二 次に掲げる者	第一号に掲げる者

附則
この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。

総務大臣 新藤 義孝
財務大臣 麻生 太郎
国土交通大臣 太田 昭宏
内閣総理大臣 安倍 晋三

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成二十五年一月二十三日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十一号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令
内閣は、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第七十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二の一の項中「一八、七〇〇円」の下に(法第四十八条第三項の規定に基づく総務省令の規定により電気通信主任技術者試験の試験科目について試験を免除する場合には、一八、七〇〇円を超えない範囲内において実費を勘案して総務省令で定める額)を加え、同表の二の項中「八、七〇〇円」の下に(法第七十三条第二項において準用する法第四十八条第三項の規定に基づく総務省令の規定により工事担当者試験の試験科目について試験を免除する場合には、八、七〇〇円を超えない範囲内において実費を勘案して総務省令で定める額)を加える。

附則
この政令は、平成二十五年二月一日から施行する。

総務大臣 新藤 義孝
内閣総理大臣 安倍 晋三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年一月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第五項(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十二条第一項及び第十二条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号及び第五号中「第二条の四第五号」を「第二条の四第五号」に改め、同条第六号及び第七号中「第二条の四第五号」を「第二条の四第五号」に改める。

第二条の四第五号トから又までを次のように改める。
ト 第二条第十二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたばいじんであつて集じん施設によつて集められたものを除く。次号、第七号及び第九号、第三条第三号並びに別表第一を除き、以下「ばいじん」という。)であつて次に掲げるもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該ばいじんを処分するために処理したものを(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(1) ばいじん(国内において生じたものにあつては、別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。)であつて、水銀又はその化合物を含むもの

(2) ばいじん(国内において生じたものにあつては、別表第三の三の項に掲げる施設において生じたものに限る。)であつて、一・四・ジオキサンを含むもの

チ 次に掲げるばいじん又は燃え殻(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(1) ばいじん(国内において生じたものにあつては、第七条第八号又は別表第三の四の項に掲げる施設において生じたものに限る。)(又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、同号に掲げる施設において生じたものに限る。))であつて、カドミウム又はその化合物を含むもの

(2) ばいじん(国内において生じたものにあつては、第七条第八号又は別表第三の五の項に掲げる施設において生じたものに限る。)(又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、同号に掲げる施設において生じたものに限る。))であつて、鉛又はその化合物を含むもの

(3) ばいじん(国内において生じたものにあつては、第七条第八号若しくは第十三号の二又は別表第三の六の項に掲げる施設において生じたものに限る。)(又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、これらの号に掲げる施設において生じたものに限る。))であつて、六価クロム化合物を含むもの

(4) ばいじん(国内において生じたものにあつては、第七条第十三号の二又は別表第三の七の項に掲げる施設において生じたものに限る。)(又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、同号に掲げる施設において生じたものに限る。))であつて、砒素又はその化合物を含むもの